

社会福祉法人名取市社会福祉協議会
平成31年度 事業計画

I 基本方針

名取市社会福祉協議会は、本市における地域福祉の充実と推進の中核機関として、民生委員児童委員協議会やボランティア連絡会等、市域の福祉諸団体と連携・協働のもと、「誰もが身近な地域で安心して生き生きと暮らせる地域づくり」に取組み、豊かな福祉社会の実現を目指してまいります。

近年、少子高齢化の加速や地域コミュニティの希薄化、生活困窮等の課題が顕著となり、住民のニーズは多様化・複雑化し、福祉サービスの柔軟な対応が望まれているところであります。

そうした中、障がい者、高齢者、生活困窮者等の中でも社会保障制度の挟間にある方々への身近な支え合いが必要となっております。また、2025年には、団塊の世代が75歳以上となりますが、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民が互いに支え合う「地域共生社会の実現」が望まれております。このため、行政、地域と協働しながら地域支え合い活動資源の発掘やさまざまな場面で活躍する地域福祉リーダーの養成など、地域社会の人的資源の確保に向けた取り組みを図ってまいります。

また、東日本大震災から8年の歳月が過ぎ、全ての応急仮設住宅が今年度中に閉鎖されることになりました。本会として取り組んでまいりました復興支援関係の事業も一区切りとなりますが、復興公営住宅等や再生された街での新しい生活への移行に伴うコミュニティの構築支援等それぞれの状況に応じた支援についても取り組んでまいります。

そして、昨年度の重点目標として掲げておりました法人全体の施設整備については、当初の目標を達成し、名取市増田五丁目に新しい事務所を竣工することができました。今後は、福祉関係者が集える地域福祉の活動拠点となり、市民の方々の相談支援の場としても期待される場所になるよう努めてまいります。あわせて、介護保険事業開始以来、拡大してきた経営組織の改善・改革計画を図るべく組織運営体制の見直しについても引き続き取り組んでまいります。

II 重点目標

◇地域福祉活動の推進

少子高齢化や核家族化等、身近な支え合いが希薄化するなど、地域での福祉課題が複雑化する中、地域住民による身近な支え合いの構築が望まれております。どのような状況になっても住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、住民による支え合い活動のサポート、地域における福祉人材の発掘やリーダーの養成に努めてまいります。

地域の中でのつながり、支え合いをより活発にするための生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーターを配置し、その取り組みを推進してまいります。

◇組織・体制の見直し

社会福祉協議会新棟整備と合わせ、介護保険事業開始以来、拡大してきた組織の見直しを、事業規模に見合った組織体制、また、地域福祉活動の迅速なサービスの実施が図られるよう運営・組織体制の改善・改革を推進してまいります。

Ⅲ 事業計画

1 法人運営事業

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営のために必要な役員会、委員会等の開催

*理事会 *評議員会 *各種委員会等

(2) 広報誌の発行

広報誌「社協だより」を毎戸に配布し、社協活動の理解と協力を求めるとともに福祉関係の情報を提供する。*年2回発行

(3) ホームページの運用

名取市社会福祉協議会のホームページについて、市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとして運用を図る。

(4) 福祉調査の実施

緊急時に対応することを視野に入れ、ひとりぐらし高齢者等の状況について調査、把握する。*調査基準日：4月1日（年3回更新）

(5) 役職員の研修の実施及び参加

法人運営、事業内容の充実強化を図るため役職員の研修を実施する。

* 県南地域社協連絡会役員研修

* 仙台都市圏域等災害時協定社協役員研修

* 職員の内部研修（年計画により実施）

* 職員向け外部研修会への参加

(6) 市民啓発事業

福祉の啓発や本会の事業活動のPRを目的にイベント・大会等を実施し、法人運営に対する市民の理解を深める。

* 第45回名取市社会福祉大会（11月29日・文化会館）

(7) 善意銀行運営事業

市民や団体等から善意としての金品を預かり、福祉事業に有効に活用（払出）を行う。*善意銀行運営委員会（年1回開催）

2 地域福祉事業

(1) 生活相談所運営事業

地域で生活する上で生じる市民の悩みや困ったことについて相談に応じ、助言・援助を行う。

*毎週火曜日 午前10時～午後3時

(2) 生活福祉資金等貸付事業

①総合支援資金貸付

低所得者世帯で、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金の貸付を行う。

②福祉資金（福祉費・緊急小口資金）・教育支援資金貸付

低所得者・障がい者または高齢者のいる世帯で、他から資金の貸付を受けることが困難な世帯に対し、経済的自立と生活安定を図るため資金の貸付を行う。

③不動産担保型生活資金貸付（他に要保護世帯向け不動産担保型生活資金もあり）

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する（要保護の）高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行う。

④災害緊急特例貸付（緊急小口資金、生活復興資金）

東日本大震災に係る特例貸付の運用

⑤生活安定資金貸付

低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対して、自立につながるための小口資金の貸付を行う。

(3) 地区福祉委員会活動支援・助成事業

地域の実情に即した地域福祉活動が行われるよう地区福祉委員会の活動を支援し、助成を行う。

*地区福祉委員会8ヶ所 助成額上限12万円

(4) 福祉団体助成事業

市内の福祉関係団体等が実施する事業に対し助成を行う。

(5) 非常災害発生時における援護金品の受配業務

災害発生時に援護金品の受配業務を行うとともに、火災発生時には被災世帯に対して見舞金を支給する。

(6) 認知症サポーター養成講座（年2回開催）

「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン（認知症サポーターキャラバン；全国キャラバン・メイト連絡協議会）に賛同し、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」養成に協力し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を進める。

(7) 地域福祉活動計画の策定

名取市が策定する「地域福祉計画」を実現するため、地域住民が主体となって取り組む具体的な内容を定める「地域福祉活動計画」を策定する。

3 在宅福祉サービス

(1) 福祉給食サービス事業《配食サービス》

65歳以上のひとりぐらし高齢者等を対象に安否確認を目的に週1回のお弁当を配達する。

* 毎週火曜日・・・東北本線を境に基本的に東側の地区

* 毎週木曜日・・・東北本線を境に基本的に西側の地区

(2) 福祉機器の貸与事業

介護保険の要介護認定を受けていない高齢者や障がい者に対して車いす等の福祉機器を貸し出しする。

(3) 居宅介護等受託事業《名取市からの受託事業》

育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供する。また、認知症を抱える家族を支援する事業を実施する。

* 育児ヘルプサービス訪問事業

* ひとり親家庭等日常生活支援事業

* 認知症家族等交流会事業「いっぷく堂」

4 ボランティア活動事業・福祉教育事業

(1) ボランティアの育成

ボランティア活動に関する相談や情報提供とともにボランティア活動への参加を希望する個人・グループを登録し、活動等を紹介する。

(2) ボランティア活動保険の加入と普及

ボランティア活動中の万一の事故に備えるための保険の加入手続きの受付や普及に努める。

(3) キャップハンディ体験事業

児童を対象に、車いす、白杖、アイマスクなどを使った障がい擬似体験を通じ、その立場になって行動する姿勢を育てる。

5 災害ボランティアセンター・復興支援センター事業

(1) 東日本大震災により応急仮設住宅等に入居した被災者の方々の自立的復興に向けた支援に取り組む。

(2) 災害ボランティアセンター相互支援の協定を締結した広域エリア内で開催される各種会議への出席および研修会等へ参加し、大規模災害に備え、平常時から協力連携体制の構築に努める。

- 宮城県内市町村社協災害時相互支援協定に関する取組み
(県社協、県内13市22町村)
- 県南地域協定社協(4市9町)との連携
- 仙台都市圏域等協定社協(5市10町村)との連携

6 日常生活自立支援事業

- (1) 福祉サービス利用援助事業(通称:まもりーぶ)
判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行う。

7 受託事業

- (1) 「名取市友愛作業所」の運営
指定管理者制度による指定管理者(平成29年度~平成33年度)として、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の管理運営を行う。
 - * 就労移行支援・・・一般企業などに就職を希望する65歳未満の精神障がい者を主な対象にし、就労のための作業訓練や職場実習などを行うほか、就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行う。
 - * 就労継続支援B型・・・一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練など、福祉サービスの提供をあわせて行う。

- (2) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催する。また、名取市と共催により生活支援サービス等の必要性和普及啓発を目的とした講演会等を開催する。

8 介護保険事業・障害福祉サービス事業

《指定居宅介護支援事業所ほっとなとり 指定居宅サービス事業所ほっとなとり》
介護保険法、障害者総合支援法に基づく各種サービスを提供する。

- (1) 居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業
利用者に適切なサービスが提供されるよう一人ひとりに適合したケアプランの作成と日常生活に必要な情報提供や連絡・調整を行う。
- (2) 訪問介護事業・第1号訪問介護事業
日常生活を営むことが困難な高齢者に対してホームヘルパーを派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供する。

- (3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業
家庭において入浴することが困難な高齢者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する。
- (4) 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業
介護用ベット、車いすなど、福祉機器の貸与サービスを提供する。
- (5) 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業
利用者に適切な特定福祉用具の選定を行い、機能訓練に資すること等に使用する福祉用具を販売、提供する。
- (6) 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業《ほっとなとり なちゆる》
要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所介護事業所において、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練等を行う。
- (7) 地域包括支援センター事業《名取南地域包括支援センター》
地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防マネジメント業務など包括的な支援を提供する。
〔担当地区エリア：名取が丘、館腰、愛島〕
- (8) 障害福祉サービス
 - * 居宅介護、重度訪問介護、行動援護事業
身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供する。
 - * 移動支援事業（地域生活支援事業）
 - * 訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）
- (9) 相談支援事業《なとりソーシャルサポートセンターぽこあぽこ》
障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

9 福祉団体事務局に関する業務

- (1) 名取市民生委員児童委員協議会
- (2) 名取市ボランティア連絡会
- (3) 名取市老人クラブ連合会
- (4) 名取市共同募金委員会